

仕 様 書

- 1 案件名称 「地域健康情報発信事業（壮年期）」リーフレット印刷
(城東区役所・保健福祉課（保健）)
- 2 数量・サイズ 両面 巻き3つ折A4仕上げ（左開き） 1,000枚
- 3 紙色・紙質 白色コート紙（坪量：104.7 g/m²）（白色度70%以上）
- 4 印刷・刷色 オフセット印刷（両面4色フルカラー）
- 5 原 稿 データ原本（PDF・AIデータ等）については、契約後、担当者より支給する。
受注者は、支給データ及び当区担当職員との打ち合わせをもとに、文字、図および絵・イラストを追加・配置変更及び加工等の構成を行い、校正・印刷すること（レイアウト・デザイン加工も含む）
（イラスト等は、第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないこと）
- 6 校正回数 3回（うち2回は、簡易校正とし、最終校正は簡易色校正とする。
ただし、区役所が受注者に校了と通知した際は、簡易校正は2回未満でも校了とする。）
- 7 納品単位 200枚×5束（計1,000枚）
- 8 納入期限 令和8年9月2日（水）
- 9 納入場所 大阪市城東区中央3-5-45
城東区役所2階 保健福祉課（保健）21番
エレベータ使用可
有料駐車場有（1階・屋根あり） 車高制限：3.2m
料金詳細：最初の60分まで300円／以降30分毎200円

- 1 0 データ納品 作成データの納入については、イラストレーターCS6以降のバージョンで作成した完成データ（アウトラインをかけたデータ及びアウトライン前のデータ）及びそれらのデータのPDFを電子記憶媒体(CD-R)で納品すること。
- 尚、データを納品する際は、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行うこと。

1 1 その他

- (1) 本業務に伴って発生する完成品（印刷物）およびデータにかかる著作権及び版権、その他すべての権利は、大阪市に帰属することとする。
- (2) 納入に際しては、建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (3) 納入日時については、事前に本市担当者と調整すること。
- (4) 納入品の搬送、納入場所への搬入・養生・設置等の諸費用は、全て本契約に含むものとする。
- (5) 納入時に雨天が予想されるときは、納品物に雨がかからないよう養生すること。
- (6) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は指定方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受けしない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (7) 「大阪市グリーン調達方針」別表の(22-2)印刷の【判断基準】を満たすものであること。但し、共通事項①は考慮しない。
(<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>)
- (8) 契約締結後、速やかに事業担当へ「資材確認票」を提出し、使用する予定の資材について承認を受けること
- (9) 納品時に別紙「資材確認票」、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を本市担当者へ提出すること。
- (10) 新品を納品すること。

- 1 2 事業担当 城東区役所保健福祉課（保健）
担当者 谷川
大阪市城東区中央3－5－45
電話番号：06－6930－9882
FAX 番号：050－3535－8689

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。